

JAS

木質ペレット燃料－第 1 部：一般要求事項

JAS 0030-1：2026

(JPA)

令和 8 年 6 月 15 日 制定

日本農林規格調査会 審議

(日本規格協会 発行)

主 務 大 臣：農林水産大臣 制定：令和 8.6.15

官 報 掲 載 日：令和 8.6.15

原 案 作 成 者：一般社団法人日本木質ペレット協会

(〒110-0016 東京都台東区台東 3-12-5 クラシックビル TEL 03-5812-4473)

審 議 委 員 会：日本農林規格調査会

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課基準
認証室（〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1）にご連絡ください。

なお、日本農林規格は、日本農林規格等に関する法律の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本農林
規格調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 記号及び略語	2
5 木質ペレット燃料の仕様及び分類	3
5.1 等級別木質ペレット燃料の仕様	3
5.2 木質ペレット燃料の起源及び由来による分類	6
6 試験方法	9
6.1 長さ及び直径の測定	9
6.2 含水率の測定	9
6.3 灰分の測定	9
6.4 機械的耐久性の測定	9
6.5 微粉率の測定	10
6.6 発熱量の測定	10
6.7 かさ密度の測定	10
6.8 炭素、水素及び窒素の測定	10
6.9 硫黄及び塩素の測定	10
6.10 微量元素の測定	10
6.11 灰溶融挙動の測定	10
6.12 ペレット粗粉の測定	10
6.13 粒子密度の測定	10
7 試験報告書	10
8 包装表示	10
8.1 表示事項	10
8.2 表示の方法	11
附属書 JA（規定）試験報告書	13
参考文献	15
附属書 JB（参考）JAS と対応国際規格との対比表	16
解 説	19

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本木質ペレット協会（JPA）から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。これによって、**JAS 0030:2023** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

木質ペレット燃料—第 1 部：一般要求事項

Wood pellet fuel—Part 1: General requirements

序文

この規格は、2021 年に第 2 版として発行された **ISO 17225-2** を基とし、適用範囲を非産業用（住宅用及び業務用）の木質ペレット燃料に限定するため、技術的内容及び構成を変更して作成した日本農林規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際事項にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表に変更事項に係る説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

ISO における固体バイオ燃料規格（**ISO 17225** 規格群）には、木質ペレット燃料の原料の要求事項、試験規格、用語などの規格がある。この規格は、それらを統合し技術的内容を非産業用である住宅用及び業務用木質ペレット燃料に限定して作成した。

ISO 17225 規格群の目的は、明確で一貫性のある固体バイオ燃料の分類原則を確立することであり、その主な役割として、固体バイオ燃料の効率的な取引を促進し、売り手と買い手との間の相互理解を深め、設備製造業者との円滑なコミュニケーションを支援するツールとして機能することである。また、規制当局に対する許可申請手続及び報告業務の円滑化にも寄与する。

この規格は、非産業用向けとしての等級別木質ペレット燃料の使用を支持するものである。特に住宅用、小規模の業務用又は公共用建物の用途では、次の理由からより高品質の燃料が必要となる。

- 小規模の燃焼機器には、通常、燃焼制御機構及び排ガス浄化設備は具備されていない。
- 燃焼機器は、通常、専門の技術者によって管理されていない。
- 燃焼機器は、しばしば居住地区及び人口密集地区に据え付けられている。

1 適用範囲

この規格は、“森林、植林地、その他の未利用の木材”，“木材加工産業の副産物及び残材”，“化学的処理されていない使用済み木材” から製造された非産業用（住宅用及び業務用）木質ペレット燃料の燃料品質による分類及び仕様について規定する。ただし、熱処理された木質ペレット燃料〔例えば、木質バイオマスを 200℃～300℃のマイルドな温度で前処理したトレファイド〔ばい（焙）煎，半炭化〕燃料〕、及び産業用木質ペレット燃料には、適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 17225-2:2021, Solid biofuels — Fuel specifications and classes — Part 2: Graded wood pellets (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。